伊万里市学校給食配送・回収業務委託　仕様書

１　業務名　　　　　伊万里市学校給食配送・回収業務委託

２　履行期間　　　　令和８年９月１日から令和１３年８月３１日まで

３　業務実施日数　約９７０日（年間約１９４日）
給食実施日に業務を実施する。ただし、祝日の法改正や台風等により給食実施日が変更となる場合がある。

４　配送・回収先　小学校１１校、中学校５校、義務教育学校２校の配膳室
ただし、統廃合等により学校数が変更となる場合がある。

５　業務内容

（１）配送・回収業務

給食センターで食器用及び食缶用コンテナを「配送・回収計画」（別表１）のとおり配送車に積載し、定められた時間内に各学校の配膳室まで配送及び運搬すること。

各学校の給食時間終了後、使用済の食器用及び食缶用コンテナを順次回収し、定められた時間内に学校給食センターの回収用プラットホームまで配送すること。

配送・回収計画を変更する場合は、事前に協議し市の承認を得ること。

市は、学校行事等により、配送するコンテナ数に変更がある場合には、原則として当該月の１週間前までに事業者に通知する。

給食を配送する際は、適正な温度管理に努め、コンテナは確実に配膳室内まで運び、学校職員に引き継ぐこと。

また、業務を実施する際は、道路交通法を遵守し安全運転を心がけ、食器・食缶の破損及び給食がこぼれないようにするとともに、学校内においても、児童生徒等を巻き込む人身または物損事故を生じさせないよう事故防止等、安全確認に万全を期すること。

災害や悪天候で等で通常ルートでの配送・回収が困難な場合は、給食センターと協議し、迂回ルートにて配送・回収を行うこと。

（２）車両調達業務

配送車は、給食配送回収専用車両とし、次のとおり適正に管理すること。

①車種及び台数　　簡易保冷車（３トン車）　８台

※給食センター及び各学校等のプラットホームの高さに支障を生じないパワーゲートとする。

②搭載する装備　　庫内温度計・運行状況を記録する装置
③収容するコンテナ　６台
（食器用コンテナ：W1,270㎜×Ｄ780㎜×Ｈ1,580㎜）
（食缶用コンテナ：W1,270㎜×Ｄ750㎜×Ｈ1,540㎜）
④荷台　荷台両側及び後部に「伊万里市学校給食センター」の文字を表示し、配送中に内部でコンテナが移動しないよう措置を講じること。

使用する車両は事前に届出を行い、市の承認を得るとともに、使用しない時は、センター内の指定する場所に駐車しておくこと。

また、車両の故障、点検、車検等の際は、業務の履行に支障が生じないよう速やかに代替措置をとること。

（３）衛生管理業務

「学校給食衛生管理基準（文部科学省）」を遵守すること。

配送車は、毎日安全点検整備及び清掃洗浄及び消毒を行うなど、常に清潔に保つこと。

配送従事者は、日常的な健康状態の点検を行うとともに、年１回健康診断を行うこと。

検便は、赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌血清型 O157 その他必要な細菌等について、長期休業中も含め月２回以上行い、その結果を市に報告すること。

服装・帽子は統一した配送服を着用し、配送に係る業務中以外は着用しないこと。靴については、施設内作業用の上履きと運転業務用の下履きとに区分して使用すること。

年１回は衛生研修を受講させること。

受託者は、常に従事者の健康状態に注意し、下痢症状、発熱、咳、外傷、皮膚病、感染症等の感染性疾患で、食品衛生上支障が出る恐れがある者を業務に従事させないこと。

配送・回収業務の従事者には、飲酒状況や睡眠状況の確認を行うこと。

（４）その他業務
①運転手控室・配送前室・回収用プラットホームの清掃（給食実施日）
②敷地内の配送車運行ルートの清掃（週１回）

６　配送・回収業務従事者の配置

次のとおり責任者及び従事者を配置するとともに、名簿を提出して市の承認を受けること。

また、業務に従事する際は、名札を着用させること。

（１）統括責任者

他の従事者を指揮監督し安全且つ効率的に業務を遂行させる総括責任者を給食センター内に常駐させること。

統括責任者は、市との連絡調整を行い、業務実施時間帯以外の緊急連絡を含め、常時連絡が取れるようにすること。

また、業務開始前に衛生管理チェック表を、業務終了後に作業日報を記録させ、月締めでまとめて市に報告すること。

（２）配送・回収業務従事者

給食受配校へのコンテナの配送及び回収、配送車の清掃洗浄及び日常点検を行う者を必要数配置すること。

配送・回収業務従事者は、安全確実を期すため、配送車１台につき２名以上を配置して業務を実施すること。

各学校敷地内においては、児童生徒及び関係者に最大限の注意を払い、事故防止等安全確認に万全を期すること。

また、市民からの信頼を損なうことがないように安全運転を行うこと。

（３）補助従事者

あらかじめ補助従事者を指名し、業務実施日に上記従事者の欠員が生じたときは、速やかに配置し、業務に支障を生じさせないこと。

７　従事者の服務

（１）統括責任者は、本仕様書に沿って業務が履行されるよう、各書式等の作成、実施に関する指揮・監督等、業務全般の責任を負うこと。

（２）従事者は、清楚かつ清潔な衣服を着用すること。

（３）従事者は、業務上知りえた秘密を外に漏らさないこと。また、その職を退いた後も同様とする。

８　委託業務完了報告

毎月、委託業務完了報告として業務月報に次の書類を添付して、翌月の１０日までに提出すること。

ただし３月分の委託業務完了報告書（月毎）及び履行期間に係る委託業務完了報告書（年度毎）については、同月末日までに提出すること。また、伊万里市委託契約約款第１０条第２項に定める検査結果については、完了報告書の受領・確認により、通知したものとみなす。

①作業日報（コースごと）
②点呼記録表、業務管理表
③衛生管理チェック表、検便検査結果報告書

９　委託料の請求及び支払い

委託料の請求及び支払いは毎月行うものとし、委託業務完了確認後、請求書を受理した日から３０日以内に「委託料の支払方法」（別紙１）のとおり支払うものとする。

１０　損害賠償等

（１）配送及び回収業務中に生じた事故等による損害は、すべて受託者の負担とし、責任をもって解決すること。

（２）次に掲げる事項に該当し、その結果市に損害を与えたときは、受託者は、市に損害を賠償しなければならない。

ア　故意又は過失による食中毒や異物混入等、受託者の責により市に損害を与えたとき。

イ　故意又は過失により施設や施設備品等を破損、紛失又は遺棄したとき。

（３）受託者の責めに帰すべき理由により債務不履行、又はその懸念が生じたときは、本市は受託者に対して改善勧告を行い、速やかに改善策の提出及びその実施を求めることができるものとする。

（４）受託者が十分な業務の改善を行わなかったときは、本市は契約の解除及びこれにより生じた損害賠償を請求することができるものとする。

１１　その他

（１）臨機の処置をとらなければならない事故等が発生した場合は、市に報告した上で、指示に従い措置すること。

（２）本仕様書の内容に疑義が生じた場合、または本仕様書に記載のない事項については、必要に応じて双方協議の上、定めるものとする。

別表１

配送・回収計画

〇囲み数字は、コンテナ数

便	１コース	２コース	３コース	４コース
第１便 ９：05 順次出発	青嶺中① 波多津小①	東陵学園②	伊万里中③ 南波多郷学館 ①	東山代小② 山代東小① 山代中① 山代西小①
第２便 11：05 順次出発	青嶺中① 波多津小①	山代東小① 山代中① 山代西小①	立花小③ 南波多郷学館 ②	東山代小② 黒川小①
回収便	波多津小② 青嶺中②	山代西小② 山代中② 山代東小②	南波多郷学館 ③ 東山代小④	黒川小② 立花小⑥

〇囲み数字は、コンテナ数

便	５コース	６コース	７コース	８コース
第１便 ９：05 順次出発	国見中② 二里小② 啓成中②	伊万里小③ 大川内小①	立花小③ 大坪小③	牧島小① 黒川小①
第２便 11：05 順次出発	国見中② 二里小②	牧島小① 伊万里小③ 啓成中②	大坪小③ 伊万里中③	大川内小① 東陵学園②
回収便	二里小④ 伊万里小⑥	啓成中④ 牧島小② 大坪小⑥	国見中④ 伊万里中⑥	東陵学園④ 大川内小②

※原則として、この計画に沿って配送・回収業務を行うものとする。
※令和９年４月から、山代西小は、山代東小に統合され廃校となります。
※学校の統廃合等により配送校・コンテナ数・コースが変更となる場合がある。